

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

石岡市の人口は平成 7 年の約 8.3 万人をピークに減少に転じ、令和 6 年には約 7.0 万人となっており、総人口は今後もやや減少傾向で推移し続け、令和 32 年には約 5 万人になると予測（国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023 年推計）））されている。

人口内訳をみると、年少人口割合は 9.7%、生産年齢人口割合は 54.8%であり今後継続的に減少が予測されることから労働者不足などの問題が考えられる。また老年人口割合においては、全国平均である 29.3%を既に上まわる 35.5%であり、今後も増加が予測されることから人口問題への対応が喫緊の課題である。

石岡市の産業別就業人口割合（令和 2 年（総務省統計局「国勢調査」））は、第 3 次産業が 63.3%と最も高い割合を占めており、続いて第 2 次産業が 29.1%、第 1 次産業が 7.5%であることから、第 2 次、第 3 次産業が当市の経済活動の基盤である。

特に第 2 次産業では、柏原工業団地内を中心として金属製品や機械部品等の産業が集積しているほか、これらに関連するパッケージ・紙加工製造など生活関連産業の集積が見られ、また、これら製造業の物流を担う物流関連産業が立地している。

さらに地域の豊かな農水産物を活かし、伝統的技法により生産される醸造業（清酒製造業・味噌製造業）などの地場産業も盛んであり、多様な業種が石岡市の地域経済を牽引している。

一時は企業による生産活動のグローバル化や、リーマン・ショック、東日本大震災の影響もあり、企業活動の停滞が見られたが、その後は順調に回復し、事業所数は減少したものの、各事業所の出荷額等は大きな伸びを示している。

しかしながら、現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

石岡市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体となり、新たな設備投資や生産規模の拡大から更なる地域経済が活

性化していくことを目指す。

これを実現するための目標として、前計画期間（平成30年6月13日～令和7年3月31日）において先端設備等導入計画の新規認定件数が41社で年平均6社あることから、新規認定件数の実績を鑑み、計画期間中に14社程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### （3）労働生産性に関する目標

石岡市では、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

石岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が石岡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

このため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、認定前に取得した設備並びに事前着工した設備は対象外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### （1）対象地域

石岡市の産業は、市域の北西部に連なる筑波山系から南部の市街地にかけて広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、石岡市の行政区域とする。

### （2）対象業種・事業

本区域の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が石岡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。このため本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、新たな雇用の場の創出と人手不足に対応した事業基盤の構築を図るため、市内に本店・支店・営業所等を置き従業員が従事する事業に限る。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・市税等を滞納している者及び市税等未申告者に係る先端設備導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない等、配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。